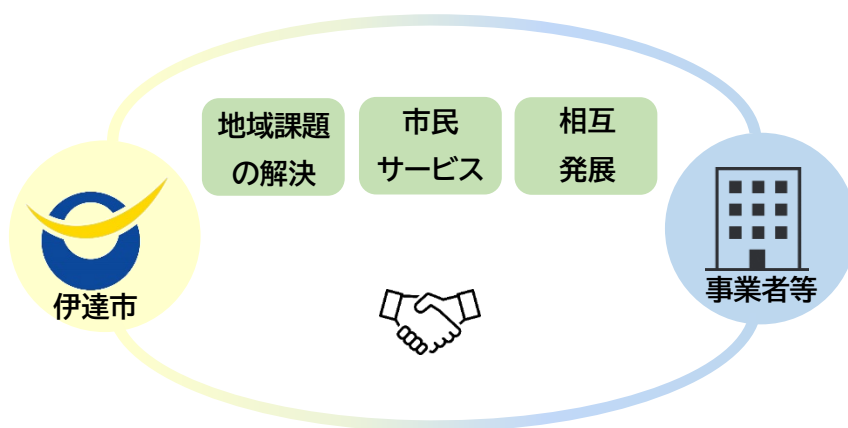


伊達市包括連携協定 ガイドライン



福島県伊達市未来政策部総合政策課

令和5年2月

1 はじめに

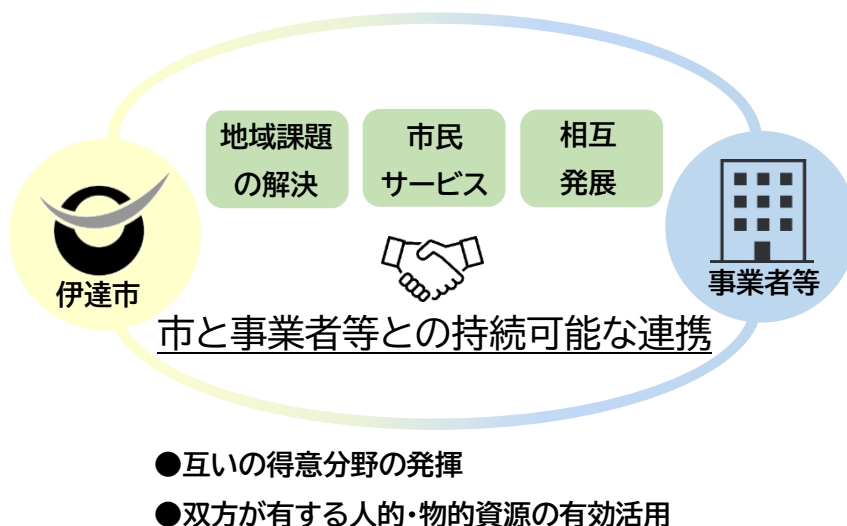
◆ガイドラインの目的

伊達市では、市や市民、企業、高等学校など、まちづくりにかかわる多様な主体が互いを尊重し、互いの得意分野を生かし、協力しながら地域課題に取り組むことを目指しています。

そのような中、伊達市では、事業者等との「包括連携協定」を積極的に結び、事業者等のノウハウやネットワークを持続可能な形で活用することで、市単独で実施するよりも効果的な市民サービスを提供していきたいと考えています。

伊達市と「包括連携協定」を結んだ事業者等が相互に発展し、「包括連携協定」の連携事業が実現する中で、着実にその成果が実るよう、ガイドラインを定めます。

【包括連携のイメージ図】



◆包括連携協定について

包括連携協定とは、伊達市と事業者等が、個別の分野に限定せず、多岐にわたる分野において「包括的」な取組を進めていくために締結する協定です。

通常の協定は、当該分野と関連のある組織で個別に締結していますが、包括連携協定については、総合政策課が事業者等の窓口となり、その事務にあたります。

包括連携協定の締結の判断は、伊達市又は事業者等の希望するところによって行います。

(例)通常の協定 : 災害時相互支援協定

→ (担当所管課: 防災危機管理課)

(例)包括連携協定: 伊達市と事業者等との複数の分野に関わる連携協定

→ (担当所管課: 総合政策課)

2 基本事項

◆事業者等及び連携事業の基準

事業者等及び連携事業が次のいずれにも該当しない場合に限ります。

対象	基準
事業者等 ※1	・法令等に違反する行為を行った者又はこれに類する者 ・暴力団と関係のある者またはそのおそれがある者 ・地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者 ・市税を滞納している者 ・民事再生法、会社更生法、破産法その他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続きについて申立てがなされている者 ・法律に定めのない医療類似行為に係る者 ・その他包括連携協定の対象としてふさわしくないと市長が認める者
連携事業	・事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの ・政治的又は宗教的教育を目的とするもの ・法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務又は商品を提供するもの ・人権侵害、差別または迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるおそれのあるもの ・その他連携事業としてふさわしくないと市長が認めるもの

※1 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって、国及び地方公団体以外の団体

◆包括連携協定締結の判断

事業内容について、担当部局に連携事業実施の可否調査を行います。その調査結果をもとに、総合政策課で締結の可否を判断します。

協定内容と市のまちづくりの方向性が合致しないと判断した場合は、締結を見送ることがあります。

◆包括連携協定締結の有効期限

包括連携協定の有効期限は、締結の日から3年間とし、3年ごとに協定継続について、見直しを行うこととします。3年間の成果等を振り返り、双方から特段疑義などない場合は、協定を自動更新するものとします。

3 連携締結の取組フロー

① 提案・相談

事業者等から伊達市に、「地域課題の解決」や「市民サービスの向上」、「相互の発展」に資する取組を提案します。

総合政策課で事業者等からの提案を別紙(様式1)により受け付け、提案内容が適しているか確認します。

② 総合政策課と事業者等の協議

総合政策課と事業者等で連携を希望する政策分野について、確認・協議します。

③ 連携事業の提案掲載

事業者等側から提案のあった連携事業について、庁内掲示板を使い、各部局へ照会します。

④ 伊達市(担当部局)による連携可否の回答

担当部局は、事業者等側からの連携事業についての連携可否を別紙(様式2)により、総合政策課へ回答します。

⑤ 伊達市(各部局)による連携事業提案

伊達市は、「地域課題の解決」や「市民サービスの向上」、「相互の発展」が期待できる取組について、事業者等に提案することができます。さらに、事業者等による連携事業の提案に応える取組を提案することもできます。また、提案された連携事業は必要に応じて総合政策課でヒアリングを行います。

各部局への照会は庁内掲示板で行い、各部局からの提案は別紙(様式3)により総合政策課へ提出します。

⑥ 提案事業の結果報告

事業者等から提案を受けた連携事業に対する連携の可否及び伊達市から提案する連携事業について、別紙(様式4)により、事業者等へ報告します。

⑦ 連携可否の回答

別紙(様式4)による提案を受けた事業者等は、連携の可否等について、伊達市(総

合政策課)に別紙(様式5)により回答します。

⑧ 提案結果のフィードバック

事業者等による連携事業の提案及び伊達市による連携事業の提案に対する事業者等からの回答は総合政策課でとりまとめ、庁内にフィードバックします。

フィードバックは、別紙(様式6)により行います。提案内容の実施を希望する各部署は、別紙(様式6)に基づき、当該事業者等と連携事業の実施を進めます。

⑨ 初回協議

初回の協議は、総合政策課で事業者等と担当部局の日程調整をした上で、総合政策課を含めた3者で実施します。

⑩ 事業化に向けた協議

2回目以降の協議は、担当部局と事業者等で行い、事業化の可否について、判断します。

⑪ 包括連携協定締結

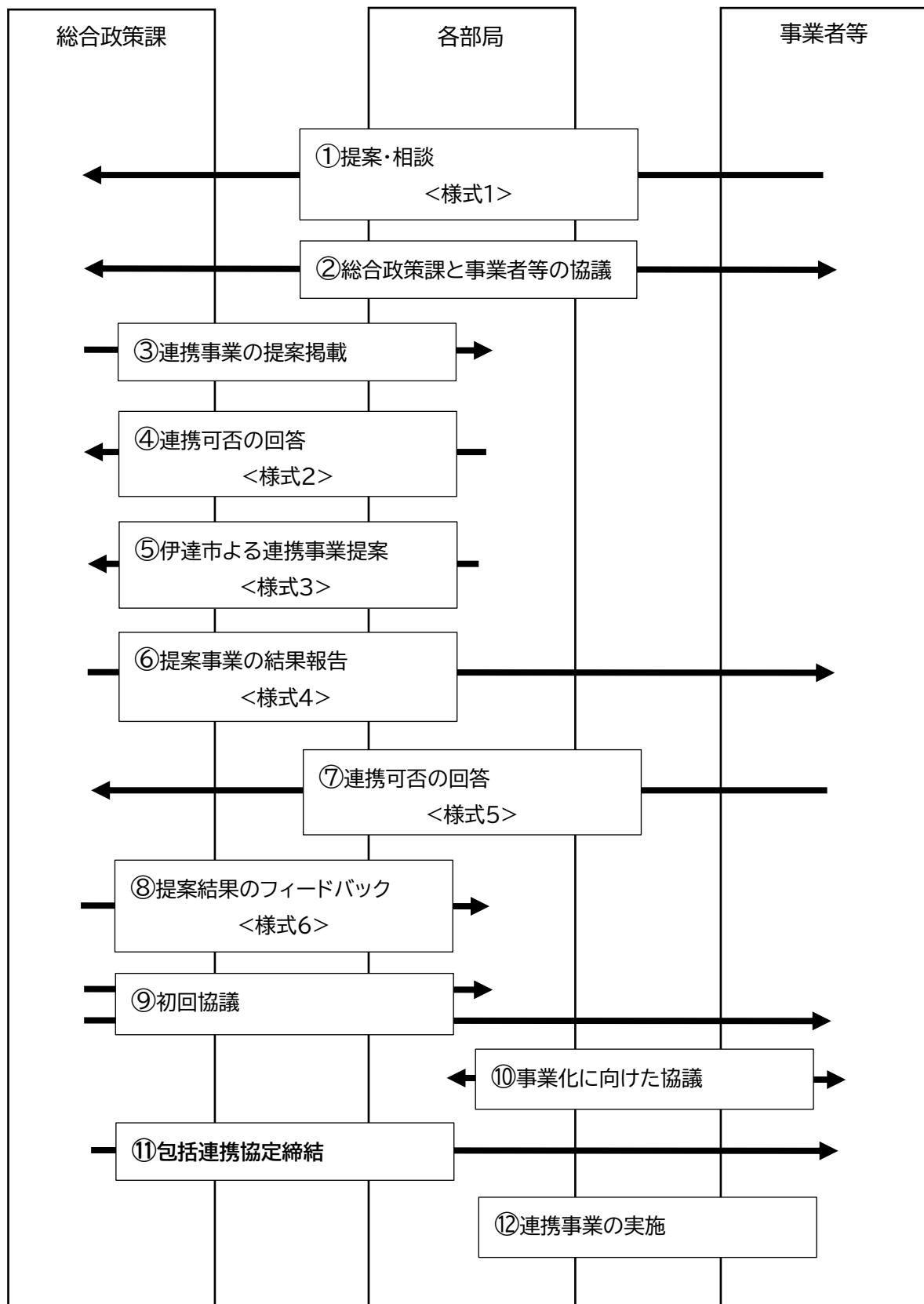
包括連携協定締結の判断は、総合政策課で行います。また、包括連携協定締結事務も、総合政策課で行います。

なお、協定締結式典については、相手方の要望を踏まえ、別途協議の上で行います。

⑫ 連携事業の実施

協定等に基づき、担当部局と事業者等で詳細な協議を経て連携事業を実施します。

【連携締結の取組フロー図】



4 連携締結後の取組フロー

A) 前年度の実績報告書提出

連携事業の実績は、年度ごとに集計を行います。連携に取り組んだ担当部局は、総合政策課に、別紙(様式7)の実績報告書を提出します。同様に連携に取り組んだ事業者等も、総合政策課に別紙(様式8)の実績報告書を提出します。

実績報告は、伊達市ホームページにおいて公開します。

B) 事業者等による連携事業提案

事業者等から伊達市に、協定内容の連携事項に基づき、「地域課題の解決」や「市民サービスの向上」、「相互の発展」に資する取組を提案します。

提案時期は、年度当初に1回行うものとします。ただし、事業者等が希望すれば、年度当初以外の時期においても随時提案できるものとします。

総合政策課で事業者等からの提案を別紙(様式1)により受け付け、提案内容が適しているか確認します。

C) 伊達市による連携事業提案

伊達市は、「地域課題の解決」や「市民サービスの向上」、「相互の発展」が期待できる取組について、事業者等に提案することができます。

提案時期は、年度当初に1回行うものとします。ただし、担当部局が希望すれば、年度当初以外の時期においても随時提案できるものとします。

各部局への照会は庁内掲示板で行い、各部局からの提案は別紙(様式3)により総合政策課へ提出します。

D) 連携事業の提案掲載

事業者等側から提案のあった連携事業について、庁内掲示板を使い、各部局へ照会します。

E) 伊達市(担当部局)による連携可否の回答

担当部局は、事業者等側からの連携事業についての連携可否を別紙(様式2)にり、総合政策課へ回答します。

F) 提案事業の結果報告

総合政策課で取りまとめた事業者等から提案を受けた連携事業に対する連携の可否及び伊達市から提案する連携事業を、別紙(様式4)により事業者等へ報告します。

G) 連携可否の回答

別紙(様式 4)による提案を受けた事業者等は、連携の可否等について、伊達市(総合政策課)に別紙(様式 5)により回答します。

H) 提案結果のフィードバック

事業者等による連携事業の提案及び伊達市による連携事業の提案に対する事業者等からの回答は総合政策課でとりまとめ、庁内にフィードバックします。

フィードバックは、別紙(様式 6)により行います。提案内容の実施を希望する担当部局は、別紙(様式 6)に基づき、当該事業者等と連携事業の実施を進めます。

I) 公表

前年度実績は、伊達市ホームページ上で公表します。

(公表時期は4月下旬頃)

J) 初回協議

初回の協議は、総合政策課で事業者等と担当部局の日程調整をした上で、総合政策課を含めた3者で実施します。

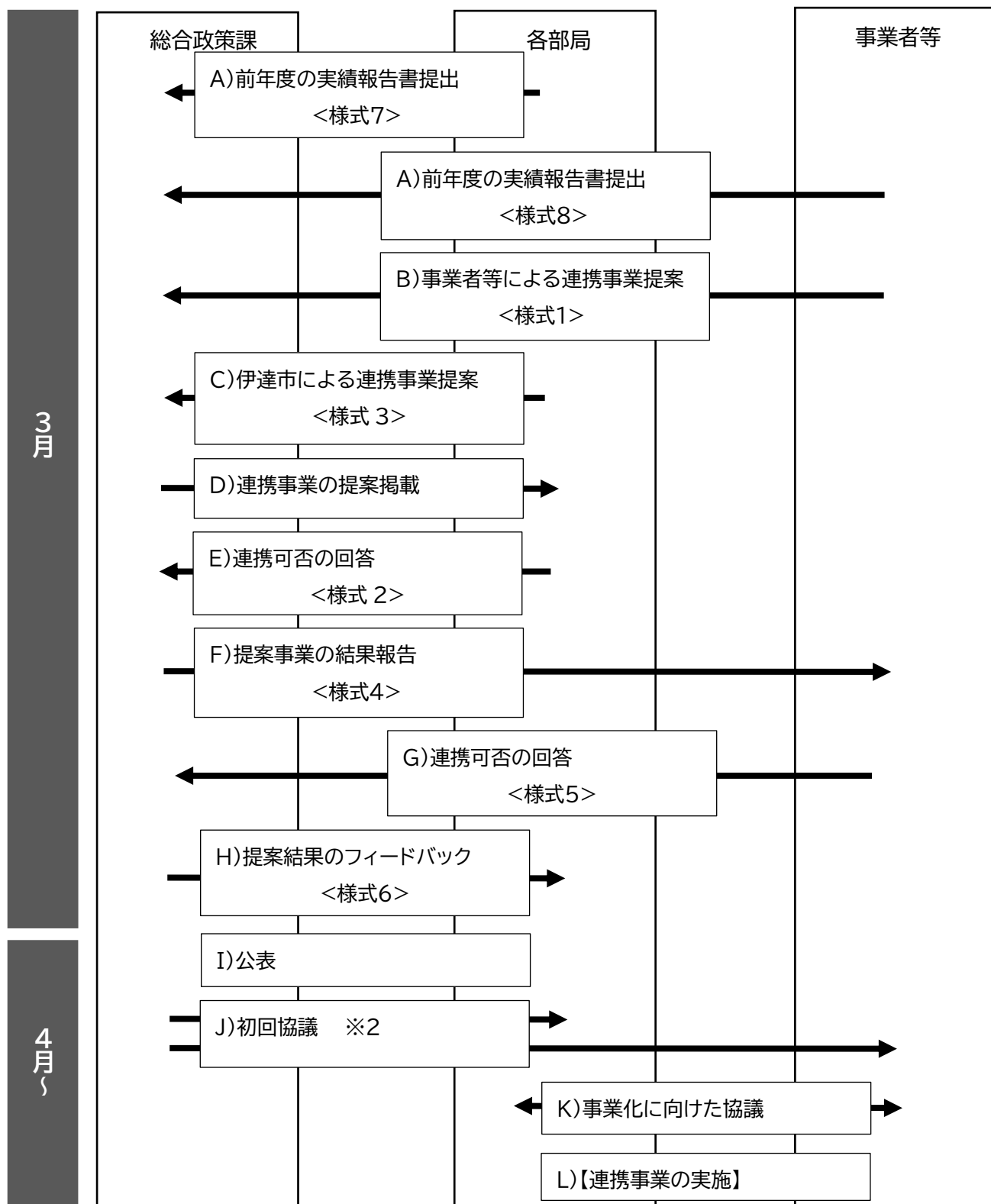
K) 事業化に向けた協議

2回目以降の協議は、担当部局と事業者等で協議を行い、事業化の可否について、判断します。

L) 連携事業の実施

協定等に基づき、事業担当部局と事業者等で詳細な協議を経て連携事業を実施します。

【連携締結後の取組フロー図】



※2 この場合の初回とは、担当部局と事業者等が初めて協議をする場合であり、過去に連携事業を行っていた場合を除きます。連携事業の実績がある場合の日程調整は、担当部局で行ってください。

(様式1)

年 月 日

伊達市長

名 称
所 在 地
代表者氏名

連携事業の提案

包括連携協定に係る連携事業について、次のとおり提案します。

提案内容	
担当者	(連絡先)

(様式2)

年 月 日

総合政策課長

課長

連携事業の可否(回答)

事業者等より提案のあった包括連携協定に係る連携事業の可否について、次のとおり回答します。

No.	提案事業名	連携可否	理由
1			
2			
3			
4			
5			
6			
担当者		(連絡先)	

(様式3)

年 月 日

総合政策課長

課長

連携事業の提案

包括連携協定に係る連携事業について、次のとおり提案します。

連携相手 事業者等	
提案内容	
担当者	(連絡先)

(様式4)

年 月 日

(事業者等)

伊達市長

連携事業の提案

提案のあった包括連携協定に係る連携事業について、次のとおり回答します。併せて伊達市からの連携事業について、提案します。

提案のあった連携 事業について	
伊達市からの 連携事業の提案 について	
担当者	(連絡先)

(様式5)

年 月 日

伊達市長

名 称
所 在 地
代表者氏名

伊達市提案連携事業について(回答)

伊達市より提案のあった包括連携協定に係る連携事業について、次のとおり回答します。

No.	提案事業名	連携可否	理由
1			
2			
3			
4			
5			
担当者		(連絡先)	

(様式6)

年 月 日

課長

総合政策課長

提案結果報告

貴部署に関わる包括連携協定連携事業の提案結果について、次のとおり報告します。

No.	提案事業名	提案内容	提案者	結果
1				
2				
3				
4				
5				
6				
担当者		(連絡先)		

(様式7)

年 月 日

総合政策課長

課長

実績報告

連携事業実績について、次のとおり報告します。

No.	連携事業名	実績内容	連携先事業者等
1			
2			
3			
4			
5			
担当者		(連絡先)	

(様式8)

年 月 日

伊達市長

名 称
所 在 地
代表者氏名

実績報告

連携事業実績について、次のとおり報告します。

No.	連携事業名	実績内容
1		
2		
3		
4		
担当者		(連絡先)